る工事で過去５年間（平成29年４月１日から令和４年３月31日まで）に完成した当該工事種別の工事における評定点の年度毎の平均点の平均（実績が１年度の場合は、当該年度の平均点）について評価する。

また、中国地方整備局における過去５年間（平成29年４月１日から令和４年３月31日まで）の実績がない場合において、申請書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績である場合、中国地方整備局における令和３年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた加算点を与える。

③　ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

２）技術者の能力等（審査評価点）

①　申請書に記載された平成20年４月１日以降に完成した同種工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者であるものにおける経験について評価する。

上記発注工事で、従事役職が担当技術者での経験の場合には、主任（監理）技術者の経験の場合での審査評価点の１／２とする。

なお、平成20年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を施工経験を求める評価対象期間に加えることができる。

②　申請書に記載された平成20年４月１日以降に完成した同種工事における評定点について、地方整備局及び工事成績を相互利用している各省庁等が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事（詳細は入札説明書【別添１】による。）」に該当する工事の経験で、従事役職が主任（監理）技術者、現場代理人、監理技術者補佐又は担当技術者であるものにおける評定点について評価する。

上記発注工事で、従事役職が担当技術者での評定点の場合には、主任（監理）技術者の評定点の場合での審査評価点の１／２とする。

申請書に記載された同種工事の経験が、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外施工実績の場合、中国地方整備局における令和３年度完成工事の平均点による評価値に１／２を乗じた加算点を与える。

なお、平成20年４月１日以降に産休育休等を取得した場合は、産休育休等期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。

Ⅱ　二次審査（選抜された者）　一次審査で選抜された者で、下記４⑷２）の期間内に技術提案（具体的な施工計画）及び標準案による技術的所見（施工計画）を提出した者を対象に実施する。

本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

以下、技術提案（具体的な施工計画）とは、標準案と一部又は全て異なる施工方法で施工することをいい、標準案とは、入札説明書（添付図面等を含む。）の設計図面及び仕様等に示した施工方法にしたがって施工することをいう。

１）施工体制（施工体制評価点）

①　品質確保の実効性　「工事の品質確保のための適切な施工体制」について着目し評価する。

②　施工体制確保の確実性　「工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料の確保等の切な施工体制」について着目し評価する。

２）技術提案（具体的な施工計画）（加算点）

①　「鉄筋コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」

中国四国管区警察学校本館は鉄筋コンクリート造であるため、コンクリートの中性化等の劣化を防ぎ、コンクリートの耐久性及び建築物の安全性の向上を図るためには、コンクリート躯体の密実性や外壁のひび割れ防止及び良好な仕上がり状態を確保することが重要である。

このため、中国四国管区警察学校本館における鉄筋コンクリート躯体工事（鉄筋及びコンクリート工事）の品質確保に対する具体的な提案を求める。

②　「騒音又は振動の抑制に関する施工計画」　本工事は敷地内の他棟に近接した場所での施工となるため、学習環境確保として、解体工事における騒音又は振動の抑制について具体的な提案を求める。

３）賃上げの実施に関する評価（加算点）

従業員への賃金引上げ計画の表明

大企業においては給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上、中小企業等は給与総額又は給与受給者一人当たりの平均受給額を1.5％以上、対前年度比又は対前年比で増加することを表明している場合について評価する。

４）賃上げ未達成による減点　公告日時点で、減点措置の通知を１年未満の間に受けている者については、３⑴⑷Ⅱ３）の評価の加算点よりも大きな減点を行う。

ただし、以下の例に示すような、天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。

⑺　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。

⑷　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。

⑼　⑺及び⑷に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その※「事実を客観的に証する書類」とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。

①　自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合

②　主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合

③　資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合など

※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。

⑵　入札参加者は「価格」をもって入札に参加し、次の１）～３）の要件に該当する者のうち、下記⑶によって得られる標準点と施工体制評価点と加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

１）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限範囲内であること。

２）「鉄筋コンクリート躯体の品質・耐久性の向上に関する施工計画」及び「騒音又は振動の抑制に関する施工計画」が入札説明書に記載された要求要件を満たしていること。

３）評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）に対して下回らないこと。